

新潟市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 32 号

新潟市児童館条例の一部を改正する条例

新潟市児童館条例（昭和 39 年新潟市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項の表に次のように加える。

秋葉区児童館	新潟市秋葉区程島 1 9 7 9 番地 4
--------	-----------------------

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 4 市長は、第 1 項の利用に支障のない範囲において、秋葉区児童館を新潟市地域保健福祉センター条例（平成 9 年新潟市条例第 40 号）第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる事業に使用することができる。

第 4 条亀田東児童館及び岩室地域児童館の項中「及び岩室地域児童館」を「、岩室地域児童館及び秋葉区児童館」に改める。

第 5 条に次の 1 号を加える。

- （6） 秋葉区児童館 午後 1 時から午後 7 時まで。ただし、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 61 条に規定する休業日は、午前 9 時から午後 7 時まで。

第 14 条に次の 1 号を加える。

- （10） 秋葉区児童館

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び第3項の規定 公布の日

(2) 第14条に1号を加える改正規定 令和9年4月1日

(準備行為)

- 2 秋葉区児童館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市児童館条例の規定の例により行うことができる。

(新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正)

- 3 新潟市地域保健福祉センター条例（平成9年新潟市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「以下（新津センター）という。」を「（以下「新津センター」という。）」に改める。

別表第2秋葉区新津健康センターの項施設の欄中「、機能訓練室」及び「、母子保健室」を削る。